4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項
⑴　主な犯罪行為者の氏名
門田　大輔、渡邉　祐太、髙田　　寛、長沼　佑弥、黒木　祐介
⑵　主な犯行手口
○　以下の段階を踏んで、最終的に外国通貨購入資金名下に現金を請求する。
○　最初に、外国通貨を取り扱う旨が記載された「長島商会」のパンフレットが送付されてくる場合が多い。
○　次に、別の会社の会社員を装って電話をかけてきて、「長島商会のパンフレットは外国通貨に関するパンフレットである。非常にいい商品なので当社も購入したいが、パンフレットが届いた人しか購入する権利がない。代わりに申し込んでくれれば、購入代金は支払うので、代わりに申し込んでほしい。」旨申し向けることが多い。
その際、「過去に詐欺被害に遭った金額は取り戻せる」又は「未公開株（又は社債）を買い取る」などと申し向けることも多い。
○　被害者が長島商会あてに外国通貨の申込みをした後、約束の支払日直前頃に電話をかけてきて、「二重取引になっている」などと申し向けて、支払日を引き延ばすこともある。
○　支払日直前頃に、長島商会の社員を装って電話をかけてきて、「申し込みをしたのだから代金を支払ってほしい。」などと申し向けて、振込入金を迫る。
⑶　犯人らが指定した振込送金先口座（検察官が既に把握しているもの）
株式会社ゆうちょ銀行広島貯金事務センター　株式会社長島商会名義
記号番号15130―00392241
株式会社ゆうちょ銀行広島貯金事務センター　株式会社長島商会名義
記号番号15120―43532871
株式会社三井住友銀行広島支店　株式会社長島商会名義　口座番号7089859
株式会社広島銀行広島駅前支店　株式会社長島商会名義　口座番号3088363
株式会社西日本シティ銀行広島支店　株式会社長島商会名義　口座番号0902003
株式会社ゆうちょ銀行広島貯金事務センター　古俣　浩也名義　記号番号15170―21132581
株式会社鳥取銀行広島支店　古俣　浩也名義　口座番号0019286
株式会社三井住友銀行大塚支店　古俣　浩也名義　口座番号2032811
⑷　犯人らが使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）
0120―985―938、050―3085―5238、0120―985―629、03―6362―9434、050―3161―8797、052―559―1200
5　開始決定の時における給付資金の額　金　90万円
6　支給申請期間　平成25年11月11日から平成26年１月17日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　①門田　大輔　②渡邉　祐太　③髙田　　寛　④長沼　佑弥　⑤黒木　祐介
⑵　裁判所名　①②③④⑤東京地方裁判所
⑶　裁判年月日　①②③④平成25年２月14日　⑤平成25年２月27日
⑷　確定年月日　①②③④平成25年３月１日　⑤平成25年７月26日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人５名は、外国通貨の購入資金の立替金名目で現金をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共謀の上、平成23年12月頃から平成24年３月頃までの間、東京都千代田区内に開設した事務所において、被害者らが過去に被った損失を取り戻す、あるいは未公開株等を買い取るので、代わりに外国通貨取引を申し込んでほしい、購入代金と謝礼は支払うなどと電話でうそを言い、被害者らから、17回にわたり被告人らが管理する長島商会名義の預貯金口座等に振込入金又は交付させ、現金合計3,360万円をだまし取った。
（罪　　名）　詐　欺
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒100―8903　東京都千代田区霞が関１－１－１
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号　03―3592―5611（代表）内線4392
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 11 月 11 日
関東地方整備局長　深澤　淳志
1　処分をした年月日　平成25年10月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関東興産株式会社　藤原　秀一　神奈川県横須賀市浦郷町５―2931　国土交通大臣許可（般・特―23）第16672号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年８月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 11 月 11 日
関東地方整備局長　深澤　淳志
1　処分をした年月日　平成25年８月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東洋エンタープライズ　矢島　史雄　埼玉県春日部市小渕209―１―204　国土交通大臣許可（般―20）第20297号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年８月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 11 月 11 日
関東地方整備局長　深澤　淳志
1　処分をした年月日　平成25年10月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本ファステム株式会社　富澤　秀雄　埼玉県入間郡三芳町藤久保596　国土交通大臣許可（般―20）第11763号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年８月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。